

平成29年度 江北町職員採用統一試験について

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定	職務内容
一般事務 (高卒程度)	若干名	各部局において一般事務に従事します
一般事務 (社会人経験者)	若干名	各部局において一般事務に従事します

2 受験資格

(1) 一般事務(高卒程度)

- ① 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者
- ② 居住地について、次の要件のいずれかに該当する者
 - ア 平成29年4月1日以前から引き続き江北町に居住し住民登録をしている者
 - イ 江北町内に居住している者(アに準じる)によって仕送りを受け、町外に一時的に居住している者
 - ウ 江北町内に居住していた者で当時生計を一にしていた者(現に江北町に在住)を残し町外に居住している者

(2) 一般事務(社会人経験者)

- ① 昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者
- ② 次の要件を満たす者
民間企業等(官公庁を含む)での職務経験が、平成29年6月末現在で通算5年以上ある者。

(注) 職務経験には会社員等として6か月以上継続して就業していた期間が該当し、フルタイムの正規社員等又は該当事業所におけるフルタイムの正規職員と週当たりの勤務時間が同じ勤務形態で就業していることが必要です。(アルバイト、パートタイムの期間は除きます。)職務経験が複数の場合には通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一つのみの職歴に限ります。

なお、休業で実際に職務に従事しなかった期間が連続して30日以上ある場合は、その全期間を職務経験から除きます。(ただし、産前産後休暇を除きます。)

(3) 共通事項

- ① 学歴は問いません。
- ② 次のいずれかに該当する者は受験することができません。
 - ア 日本の国籍を有しない者
 - イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ウ 禁錮（きんこ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 本町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、会場、方法及び合格者発表

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について行います。

(1) 第一次試験

① 試験日

平成29年9月17日（日） 9時30分集合
教養試験 10時から12時まで
適性検査 12時20分から12時40分まで

② 試験会場

佐賀県立佐賀工業高等学校 佐賀市緑小路1番1号

※応募者多数の場合、会場を変更することがあります。

③ 試験の方法

高等学校卒業程度で次のとおり行います。

ア 教養試験

一般的知識及び知能について五肢択一式問題（40問）による筆記試験を行います。（試験時間は2時間）

イ 検査

公務員に求められる資質に関し、性格傾向の面からみる一般性格診断検査（150問）を行います。（試験時間は20分）

④ 第一次合格者発表

平成29年10月上旬（予定）に、合格者を本町役場掲示板に掲示、ホームページに掲載するほか、本人に通知します。

(2) 第二次試験

① 日時及び場所

平成29年10月下旬～11月中旬に行う予定です。

② 試験の方法

面接試験、論文試験又はレポート等を行います。

※日時、会場及び試験内容の詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査を行います。

(4) 最終合格者発表

平成29年12月上旬までに本町役場掲示板に掲示、ホームページに掲載するほか、最終合格者に通知します。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、それぞれ試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。名簿の有効期間は、平成30年4月1日から原則として一年間とします。

なお、名簿に登載されても必ず全員が採用されるとは限りません。

(2) 採用は、欠員補充等必要が生じた場合行うこととなりますが、特定の勤務地、勤務箇所を強く希望する場合又は成績が下位の場合は採用が遅れたり、採用されない場合もあります。

5 給与

給与は原則として行政職1級5号(現行給料月額147,100円)が支給されます。経歴その他により上記の金額に加算される場合があります。

また、期末・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、その他の手当が該当者に支給されます。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込書等の請求

申込書及び試験案内は、本町役場で交付します。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書し、必ず120円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(角型2号)を同封してください。

(2) 申込先及び申込手続き

申込書に必要事項を記入し、写真欄に平成29年4月以降に撮影した本人の写真を貼って、本町役場総務課行政係に提出してください。

(3) 受付期間

平成29年7月18日(火)から8月18日(金)まで、土・日曜日(祝祭日)を除く午前8時30分から午後5時15分まで受付けます。

※郵送の場合は、平成29年8月18日(金)までの消印のあるもの限り受付けます。

7 問い合わせ先

江北町役場

総務課 行政係

〒849-0592

住 所

杵島郡江北町大字山口1651番地1

電 話

0952-86-2111(代表)